にしのみや起業家支援センター サービス利用規約

当規約は、西宮商工会議所(以下「当会議所」という)が、「にしのみや起業家支援センター」(所在地:兵庫県西宮市櫨塚町2-20 西宮商工会館3F。以下、「当センター」という。)の会員に対し、当センターが提供するサービス内容及び会員が当センターを利用するにあたり遵守する内容を定めたものである。

当センターの利用者は、利用の際、必ず当規約を確認のうえ同意し遵守する。

第1条 利用対象者

当センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当センターの会員登録された者。
- (2) その他、当センターが利用可能と認める者。

第2条 サービスの内容

- (1) 当センターは、会員に対し次の各号に掲げるサービス(以下、「本サービス」という)の全部または一部を提供する。会員は、利用申込時に選択したサービス内容に応じて利用できる。
 - ① コワーキングサービス
 - ・コワーキングスペース
 - ・情報発信ルーム
 - 会議室
 - ② セミナー・イベント・相談会の開催
 - ③ インターネット通信
 - ④ バーチャルオフィス (住所利用サービス)
 - ・当センターの住所の利用
 - ・郵便物の一時預かり
 - ⑤ 備品の使用
 - ・情報発信ルーム内、PC等の備品の使用
 - ・その他、当センター内、備え付け備品の使用
- (2) 当規約の第4条(1) ⑤及び⑥に定める開業準備プラン及び経営強化プランのサービス内容は、別途定める「にしのみや起業家支援センター 特別プラン利用規約」に従う。
- (3) サービス内容は変更することがある。この場合、事前に会員に通知する。

第3条 営業日·利用時間

- (1) 当センターの営業日は、以下の通りとする。
 - ① 月~金曜日(当会議所の営業日に準ずる)
 - ② 土・日曜日(当会議所の定める日)
- (2) 当センターの利用時間は、以下の通りとする。
 - ① (月~金曜日) 9:00 ~ 17:00
 - ② (土・日曜日) 10:00 ~ 16:00

第4条 利用区分·利用料金

- (1) 利用区分は、以下の通りとする。
 - ① ドロップインとは、時間単位での利用を行う者。
 - ② メンバー会員とは、月単位での利用を行う者。
 - ③ バーチャルオフィス利用とは、当センターにて、住所登録を行うため、バーチャルオフィス申込を行った者。
 - ④ 情報発信ルーム利用とは、情報発信ルームの利用を行う者。
 - ⑤ 開業準備プラン利用とは、開業準備プラン申込を行った者。
 - ⑥ 経営強化プラン利用とは、経営強化プラン申込を行った者。

(2) 利用料金

利用区分				利用料金	備考
1	ドロップイン	※ 1	A会員	500円/1日	コワーキング利用
	(一時利用)	※ 2	B会員	1,000円/1日	コワーキング利用
2	メンバー会員	※ 1 .	A会員	5,000円/1月	コワーキング利用
		※ 2	B会員	10,000円/1月	コワーキング利用
3	バーチャルオフィス利用			5,000円/1月	
4	情報発信ルーム利用	※ 1 .	A会員	1,000円/2時	
		※ 2	B会員	1,500円/2時	
(5)	開業準備プラン利用			※ 3	
6	経営強化プラン利用			※ 3	

- ※1 A会員とは、西宮市内で起業を予定している者、西宮市内で起業して間もない 者(起業後5年以内)、当会議所の会員である者
- ※2 B会員とは、A会員以外の者
- ※3 開業準備プラン及び経営強化プランの利用料は、別途定める「にしのみや起業 家支援センター 特別プラン利用規約」に従う
- (3) メンバー会員申込の解除及びバーチャルオフィス申込の解除を行う場合は、2ヵ 月前までに変更手続きを行わなければならない。変更手続きがない場合、利用申 込を更新したとみなす。

- (4) 料金の支払い方法については、当会議所の定めるところとする。
- (5)料金の支払時期については、以下の通りとする。
 - ① メンバー会員は月末までに次月分を前納する。
 - ② ドロップインは利用申込時に料金を前納する。
 - ③ バーチャルオフィス利用は月末までに次月分を前納する。
 - ④ 情報発信ルーム利用者は、申込時に料金を前納する。
 - ⑤ 開業準備プラン及び経営強化プランの支払時期は、別途定める「にしのみや 起業家支援センター 特別プラン利用規約」に従う。
- (6) 公租公課の増減、法令の改廃、諸物価の高騰等経済事業の変動やサービスの充実 により会費を変更する必要があると認めたときは、会費を変更することができ る。
- (7) 原則、会員から受領した料金は返金しない。
- (8) 前項の規約にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を返納することができる。
 - ①当会議所の責めに帰する理由により当センターの利用ができなくなった場合。
 - ②その他特別の理由があると認めた場合。

第5条 利用の制限

当会議所は、次に掲げる事由により、事前の告知をすることなく、当センターの全部または一部について会員の使用を制限することができる。

- (1) 設備の保守、点検、修理等をおこなう必要が生じた場合。
- (2) 火災、停電等の事故により会員への当センターでの業務の提供ができなくなった場合。
- (3) 天変地異等により会員への当センターでの業務の提供ができなくなった場合。
- (4) その他、やむを得ない事由により会員への当センターでの業務の提供ができなく なった場合。

第6条 利用にあたっての留意点

会員は当センターの利用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運営者の指定する場所以外に社名・商号・看板広告その他の表示をしない。
- (2) 当センター内において衛生上有害な、もしくは危険な行為または近隣の迷惑 妨害となるような営業その他の行為をおこなわない。
- (3) 当センター内に危険物及び重量物を持ちこまない。
- (4) 当センターの利用可能時間外は利用しない。
- (5) 共用部分に長期間にわたり物を置くこと等、共用部分を占用しない。
- (6) 公序良俗に反する活動をおこなわない。

- (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、または信者を教化育成する活動をおこなわない。
- (8) 政治上の主義を推進及び支持、またはそれに反対する活動をおこなわない。
- (9) 会員の私物、所持品、貴重品等は、会員自らの責任をもって管理する。なお、 盗難等の損害が発生しても、当会議所は一切責任を負わない。

付 則

1. 当規約は令和4年4月28日から実施する。